

意見書案第 11 号

J R 不採用問題の早期解決を求める意見書

上記意見書案を別紙のとおり提出いたします。

平成19年12月17日提出

提出者	長沼町議会議員	栗 木 睦 男
賛成者	〃	山 本 克 己

長沼町議会議長 駒 谷 広 栄 様

J R 不採用問題の早期解決を求める意見書

国鉄の分割・民営化が実施され、すでに20年が経過しましたが、この不採用問題が長期化していることは憂慮すべき事態です。

2003年12月、最高裁判所は「国鉄の採用者名簿の作成に当たり不当労働行為があったとするならば、国鉄そして国鉄を次いだ清算事業団がその責任を免れない」との判断を下しました。

2005年9月15日には、東京地方裁判所が「鉄建公団訴訟」判決の中で、「採用に当たって不当労働行為があった」として、司法の場で初めて不法行為を認め、慰謝料（期待権の侵害）の請求も認める判決を下しています。

さらに、ILO（国際労働機関）は2006年11月15日、日本政府に対し「この長期化した労働争議を関係当事者すべてが満足する解決に到達させる観点から、このようなILO援助の受け入れを真剣に検討するよう要請する」と7度目の勧告を出しています。

このような状況の下で、問題解決を見ることなく他界した当事者は46名を数え、家族を含め塗炭の苦しみにあえいでいる実態をかんがみるとき、人道的見地からもこれ以上の長期化は避けなければなりません。

よって、国においても、ILO条約の批准国の一員として、勧告を真摯に受け止め、問題解決に向けてすべての関係者と話し合いを早期に開始するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月17日

長沼町議会議長 駒谷広栄

提出先

内閣総理大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

各 通